

(4) **ゆうりょうこうそくどうろりょうきん わりびき**
有料高速道路料金の割引

対象者	割引率など
<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者(1～6級)で自ら運転するかた 重度障がい者の介護のために運転するかた 	<ul style="list-style-type: none"> 50%割引 割引証明された身体障がい者手帳か療育手帳を提示する。 (ETCで手続きされているかたは提示の必要なし)
対象自動車	持参
車検証に自家用と記載されているもので、次の車のいずれか。 <ol style="list-style-type: none"> 普通自動車、小型自動車、軽自動車二輪自動車(125cc以上) 貨物自動車 (乗用自動車と類似した機能のもの) 身体障がい者輸送車など ※営業用、乗車定員10人以上は対象外 レンタカー、代車などは対象外 	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者手帳または療育手帳 車検証 運転免許証(第2種障がいのかたのみ) ETCを利用する方は下記も必要 <ul style="list-style-type: none"> ETCカード(本人又は保護者名義) ETC車載器セットアップ 申込書・証明書
該当所有者	申請先
<ol style="list-style-type: none"> 障がい者本人または本人の親族など 第1種障がい者のかたで1のかたが車を所有していないときは、障がい者を継続して日常的に介護しているかた 	福祉係

※ 各種手帳に記載された割引の有効期間を経過している際は、割引が適用されませんので、再度申請が必要となります。

※ ETCをご利用されている方は、機器の登録の都合上、申請から2週間程度要します。

(5) **せいしんしょうがいしゃちいきかつどうしえん どうつうしょこうつうひよせい**
精神障害者地域活動支援センター等通所交通費助成

対象者	助成率	申請先
社会復帰訓練のため、地域活動支援センターに公共の交通機関を利用し通所している精神障がい者のかた	交通費の50%	福祉係